

富士見市英語検定試験検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受験機会を拡大し、もって児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を図るため、保護者又は富士見市立学校設置条例（昭和43年条例第31号）に規定する小学校若しくは中学校（以下「市立学校」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和55年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 市内に在住し、又は市立学校に在籍する児童生徒のうち、英検5級以上を受験する小学校6年生又は英検3級以上を受験する中学校3年生の児童生徒のことをいう。
- (2) 保護者 児童生徒の親権者、未成年後見人、その他当該児童生徒を養育している者をいう。
- (3) 個別申込 個人で英検受験の申込みを行うものをいう。
- (4) 団体申込 市立学校の代表者が児童生徒の英検受験を一括して申込みを行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる申込の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 個別申込 保護者
- (2) 団体申込 児童生徒の在籍する市立学校の代表者

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保護者が負担

する英検受験に要する費用を補助する事業とし、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童生徒に係る検定料とする。

（補助金の額及び回数）

第5条 補助金の額は、英検を受験する児童生徒1人につき1,000円とする。

2 補助金の交付回数は、児童生徒1人につき一年度において1回までとする。

（補助金等交付申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、個別申込にあつては様式第1号のとおりとし、団体申込にあつては様式第2号のとおりとする。

2 規則第4条第1項第1号の事業計画書の様式は、様式第3号のとおりとする。

3 規則第4条第1項第2号の収支予算書の様式は、様式第4号のとおりとする。

4 規則第4条第1項第3号の市長が別に定める書類は、様式第5号のとおりとする。

5 規則第4条第1項の市長が定める期日は、英検を受験した年度の1月末日とする。

6 規則第4条第2項の実績を証する書類は、補助対象経費の支払を証する書類とする。

7 個別申込にあつては、第2項から第4項までの規定は適用しない。

8 団体申込にあつては、第6項の規定は適用しない。

（補助金等交付決定・却下通知書の様式）

第7条 規則第7条の補助金等交付決定・却下通知書の様式は、個別申込にあつては様式第6号のとおりとし、団体申込にあつては様式第7号のとおりとする。

（補助事業等実績報告書の様式等）

第8条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 前項の補助事業等実績報告書は、補助対象事業が完了した後（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた後）30日以内に市長に提出しなければならない。

3 規則第13条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第9号のとおりとする。

4 規則第13条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第10号のとおりとする。

5 規則第13条第1項第3号の市長が別に定める書類は、補助対象経費の支払を証する書類とする。

（補助金等確定通知書の様式）

第9条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第11号のとおりとする。

(補助金の交付時期等)

第10条 この要綱による補助金のうち団体申込に係る補助金にあつては、規則第16条第1項ただし書の規定により概算払とする。

2 規則第16条第2項の補助金等交付請求書の様式は、個別申込にあつては様式第12号のとおりとし、団体申込にあつては様式第13号のとおりとする。

(書類の整備等)

第11条 市立学校の代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業が完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては当該承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。